

会議録

会議名 平成 22 年度第 1 回八王子市文化財保護審議会

日時 平成 22 年 7 月 26 日 (月) 午後 6 : 00 ~ 午後 8 : 00

場所 八王子市役所 8 0 2 会議室

出席者 【委員】 相原悦夫会長・加藤哲副会長・阿部朝衛委員・岩橋清美委員・
池上裕子委員・神立孝一委員・津山正幹委員・中村ひろ子委員
菱山忠三郎委員・渡辺美彦委員
【事務局】 渡辺徳康課長・新藤康夫専門幹兼主査・鈴木裕子主査・金子征史主査・
河津美穂子主任

欠席者 齋藤経生委員・堀江承豊委員

議題 協議事項 (1) 文化財指定候補について
(2) 市指定文化財の解除について
報告事項 (1) 平成 2 2 年度文化財保護関連予算の概要について
(2) 国史跡八王子城跡の整備について
その他

公開・非公開の別 公開

傍聴人 0 人

配布資料 1 . 第 1 回文化財保護審議会次第
2 . 協議事項・報告事項資料
3 . 天正 1 8 年豊臣方禁制一覧 (神奈川県史・埼玉県史・所沢市史等による)
加藤委員提供

会議録 要点筆記とする。

開会

新藤専門幹 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の出席委員は9名になりますので、審議会は成立しております。

なお、本日の署名委員は、池上委員にお願いしたいと思います。

それでは、会長さんの方からお願いします。

相原会長 こんばんは。平成22年度の第1回の審議会です。本日の議題はお手元の資料に沿ってやりたいと思います。まず、協議事項が2点、文化財指定候補について、住吉神社の算額と清鏡寺の豊臣秀吉制札についてですね。それから市の文化財の刀剣類、指定解除ができるかどうか話し合っていたかどうかということです。

後半は報告事項です。新年度にあたって、予算概要の説明が事務局からあります。それと国指定の八王子城跡、既に何回も話題になっていますが、長期間にわたって整備を行っておりますので、現時点での整備状況について報告があります。その他については状況に応じて話があると思います。

協議事項

(1) 文化財指定候補について

相原会長 それではまず、第一点の協議事項ですが、片倉にあります住吉神社の拝殿の中に奉納された算額の指定の件です。お手元の資料に写真と内容について若干の説明があります。嘉永4年のもので、去年の11月に全部の委員ではありませんが現物を見ております。事務局はその前、6月に調査しています。ここにもありますように、書かれている文字はほとんど解読ができません。墨で書かれていますが磨耗してしまっていて、平面的にはほとんど読み取れないという状況です。ですが、斜めにするとうき出てくるので字を解読することはできます。現物と、以前作られたレプリカを見せていただきました。今回の指定物件としては現物のみを考えています。内容については担当の金子さんから説明をお願いします。

金子主査 それでは説明させていただきます。去年の11月23日に委員さんに来ていただきまして、片倉町にある片倉城跡と住吉神社の拝殿と一緒に現物を見ていただきました。もともと日本には絵馬を奉納するという風習がありましたが、江戸時代に絵馬の一種として算額、和算の難しい問題が解けたとか、流派の計算の凄さなどを示すためにそれを表示して、神社などに奉納されました。八王子で和算は千人同心などの間で行われていまして、このようなものが奉納されています。多摩地区には他にもあるのですが、八王子にはこれだけが残っています。計算の仕方については本に書いてありますが、なかなか難しいものです。現状は、写真の上が現物ですが、墨が落ちて光を当てないと見えないという状態です。神社の中に、白い布に覆われて保管されていますが、普段人がいなく、保存状況はあまりよくないという状況です。一度

見ていただいています。必要とあればまた現物を見ていただくことも可能
と思います。保存の方法も踏まえて、文化財に指定して保存したいと考えて
います。

相原会長 事務局から説明がありました。算額についてはいろいろ本など出ており
「多摩の算額」という本の中に、この住吉神社の算額も紹介されています。
他の市では2、3あるところもあると思いますが、八王子では市内唯一で、
今回指定の候補に、ということです。見ていない方はありますか。

金子主査 岩橋委員はごらんになっていないかと。

相原会長 機会がありましたら見ていただきたい。

金子主査 それは調整します

相原会長 お願いします。他市の状況について伺いたいのですが、事務局の方では、
算額を他に指定しているところなどを承知していますか。

金子主査 それは把握していないです。近くですと稲城市に有名なものがあります。
稲城市には他にも明治時代の有名なものがあります。指定の有無につきま
しては調べて報告させていただきます。

相原会長 この算額ですが、字はほとんど読めないですね。そういう物件について
指定するのはどうなのですか。例えば仏像や絵画などで、彩色が落とされ
てしまっているとか、破損しているとか、そういった損失や磨耗状況を勘
案して文化財としての要件がそれによって損ねられているとか、そういう
ことはあるのですか。

金子主査 ないと思います。光を当てれば判読はできるので、修復なども考えられ
ると思います。その点は今後地元の方とつめていければ。ただ、あのまま
にしておけばどんどん磨耗していきますので、指定して保存、場合によっ
ては資料館で保存という方向にできればと思っています。

相原会長 算額の調査をするときに、現物を使って型を取ったりなどで磨耗したと
いう話は聞いていますか。

金子主査 自然に落ちてしまったらしいです。レプリカを作るときにも、何かをし
たという話は聞いていません。昭和53年頃に地元の方たちが、算額だけ
ではなく神社の拝殿も含めて修理の相談をしたことがあるとのことですが、
他にいじったり触ったりしたということはないと聞いています。

津山委員 現地で説明を聞いたときに、氏子さんから郷土資料館で何年か前に展示
したと聞きましたが。

金子主査 すみません、こちらではその件は把握していません。

津山委員 氏子さん曰く、貸したときにこんな風になったということでしたが、か
つてそういうトラブルがあったとすると、今後指定して預かるということ
についてはどうでしょう。

金子主査 そのことと当時の経過は把握していませんが、今後指定ということにな

ったら、一方的に指定するということはありませんので、地元と話をしながら進めていきたいと考えています。

中村委員 指定するとなると、この中に書いてあることについての解説が必要と思いますが、その点はどうか。

金子主査 計算は解けています。「多摩の算額」にも計算式が書いてあり、現代的な解答を解説するのは可能です。

岩橋委員 ここに書いてある門人たちがどういう人なのかは判っているのでしょうか。それと、算額の広がりを示す古文書資料など、このものをより理解するための別の資料はあるのですか。

金子主査 和算の流派は分かっています。関連古文書については今のところ確認されていません。

岩橋委員 背景資料がないという点では唯一の資料で、このもの自体は大変有効と考えられますね。

阿部委員 この算額の内容は、今の学業レベルとしては学校教育の範囲、小学校とか中学校何年までの勉強をしていれば解けるというレベルですか。

金子主査 解けるようです。

阿部委員 奉納の時代がもう幕末近いですが、これが伝統的な日本の中で培われた問題なのか、外国から入ったものなのか、そこのところはどうか。

金子主査 関流の和算で解かれているのは確かなので、それが元になっていると考えています。

相原会長 算額が市の文化財に指定される意味について、その辺の位置づけは。

金子主査 江戸期の文化を示すものであるということと、和算の問題という歴史資料のひとつであると認識しています。

相原会長 八王子に限らず、全国的に算額が江戸時代に作られていたようですが、その資料がたまたま八王子に 100 年、150 年経って残されているという見方で、八王子の文化財にする意義を考えていいのではないのでしょうか。

金子主査 そうですね。八王子に限らず多摩地区に複数残されている意味という点も含めて、意義があると考えます。

阿部委員 数学は、頭の体操という位置づけもありますが、実際の生活の中で例えば建築とか実用的な面もあると思われれます。八王子の建造物のようなものに、和算の技術が応用されている例はないですか。もしそういうのがあるとすれば非常に面白いと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

金子主査 そういったものは調査していないので、課題とさせていただきます。

阿部委員 建造物の場合、昔は大工さんが全部設計とかやっていたわけですが、そういう知識は数学的な知識が基本になると思います。そういう知識が和算の中に組み込まれているとかはあるのでしょうか。

金子主査 調べさせていただきます。

相原会長 他には、ありませんか。今までの絵画とか建築とかの分野とはちょっと雰囲気が違うので、こういうものがあるということが八王子の歴史の中でどういう位置付けになるのか、事務局でどういうスタンスで指定をするのか、指定の意義をしっかりと明確にしてほしいと思います。

金子主査 その点も踏まえて、後日詳しく報告したいと考えます。

相原会長 他に、ご意見等ありませんか。

それでは、次の項目に移ります。清鏡寺、これは由木の犬塚にあるお寺なのですが、そこにある制札について、加藤委員からご説明いただきます。

加藤委員 資料をお配りします（加藤委員から資料提供）。これは天正 18 年に豊臣秀吉がいわゆる関東征伐の際に出した禁制のうち、武蔵・相模国のものをピックアップしたリストです。全部で 124 点あり、清鏡寺と同じタイプのものが 103 通、その中で正文、いわゆる現物が残っているのが、秀吉自身が出しているのが 47 点で、複数存在する資料であるのは間違いありません。この一覧は発給の年代、日付順に並べてみたんですが、ほとんど 4 月に出されています。秀吉が京都を出発したのが 3 月 1 日、4 月には関東に来ていますので、その頃に関東地方に多数配布されていることが判ります。その中で多摩にはどの程度あるのかというと、一覧に印をつけてありますが、5 点が秀吉のものになります。現物が残っているのは 4 点。多摩には比較的数字は少ない。100 何点あるうちの 4 点程度です。八王子市内ではこれを含めて 2 点、高乗寺に 1 点ありますがそれでも 2 点なので、貴重と思われる。内容は三か条、定型の文書で、軍勢が乱暴してはいけないとか、百姓に対して非分を仕掛けてはいけないとか、そういうことが書かれています。

この資料の 3 枚目に、前田利家の書状がたまたま手元にあったので、打ち出してみました。制札がどうして発行されたのか、非常によく分かるものです。明朝体が利家の書いたもの。受け取った方がそれに対する返事を書いて戻している。現代でいえば手紙を相手に出す。相手が行間に質問に対する答えを書いて返したというもので、草書体が返事の方です。非常に長い文章ですが説明しますと、まず 1 条に、夏なり、とある。攻めてきたのが 4、5、6 月なので、ちょうど麦が出ている。これを刈り取った方がいいんじゃないか、代官を決めて年貢として処理した方がいいんじゃないかという質問に対して、秀吉が返答をしている。上野国に対しては石田三成を代官に定めて、武蔵国についてはおいおい定めると書いてあります。第 2 条目、御制札の御朱印というのが、清鏡寺の制札と同じものを言っています。これを配り遣わした礼金が帳面に載せてある、と。御礼錢之儀とありますね、これ、制札というのは、ただでは出さないんです。お金出して発給してもらうんです。お金と引き換えに安全を買う。その礼金がたくさん集められたがどうすればいいかを聞いている。それに対して秀吉が、

利家を取りまとめて献上せよと書いている。つまりこういう制札が地元の要望に従ってお金で発行されて、そのお金が秀吉の元に集積されていくということがこの資料で判ります。そういう時代的背景、関東の北条氏滅亡にかかる状況が判る、特にこの制札が八王子城の落城直前の5月に出されているということが重要な資料なのではないかと思われます。

一覧をざっと見ますと大きく二つに分かれまして、北から出されているものと南から出されているものがある。北の方から出されているのは秀吉に限らず、前田とか上杉とか、いわゆる北国勢が出しているのも結構ある。北から攻めてくる軍勢がだんだん南に来る。秀吉の本隊は箱根を越えてまず、相模国から制札を出し始める。最後の6月にこの八王子で合戦があって、清鏡寺の文書が5月にあるという非常に分かりやすい、戦乱が北と南から徐々に来て、ちょうど5月に八王子あたりにくるとというのが日付からも分かる、とそんな資料です。

この資料は八王子市史編纂の由木地区の調査で3月29日に現地に行き拝見しました。裏打ちがされていますが、ほぼ元の形を留めています。保存状態は、住職が地元の人に見せるために額の中に入れて掲示していた形跡があるため、日焼け・退色が見られますが、写真からも判るとおり悪くない、よいものだと思います。池上先生も一緒に見えていますので、ご意見いただければ。

池上委員 ご説明のとおりです。とても大切にされているので、これからすぐどうこうなるという心配はないと思いますが、指定することによってよりよい状態で保存してもらえればいいと思います。もう1点の高乗寺の方は、どうなのですか。

新藤専門幹 指定されています。

加藤委員 そうですね。高乗寺のものは一括指定ですよ。清鏡寺には中世文書はこの1点しかないです。近世文書は調査していません。

相原会長 近世文書は数が多いですが、中世文書となると激減するので、中世文書というだけで指定する価値はあると思います。そういう点以外でも、中世から近世にかかる、一番最後の文書であるという位置づけの歴史的価値や、保存状態もよいということで、指定の意義があるのではないかと考えます。今回の指定によって、何かまた他の中世文書の保存にもよい影響をもたらすかとも思われますので、できれば指定をして、伝えていく方向でいけたらいいですね。池上先生が中世の地方文書を専門になさっていらっしゃるので、加藤先生、池上先生が見て評価いただいているということで、文書の性格や資料的な価値といった部分は十分汲み取れるかと思われます。

阿部委員 内容を教えていただきたいのですが。

加藤委員 まず大きく禁制、とありまして、次に小さくて見にくいですが、武蔵国

多西郡油儀郷とあります。これは当て字で、関西の人が耳で聞いて書いているので、こういうのは当て字が非常に多いのです。これは油に儀式的儀と書いてますが、八王子の由木で間違いないでしょう。一、軍勢甲乙人、誰彼となくということですが、乱暴狼藉のこと、ランが氾濫のランですが、これが頭（禁制）に返ってこれを禁止する。一、放火のこと、これを禁止する。一、地下人百姓に対し非分の儀申しかけること、つまりいわれのないことを地元の住民に押し付けてはならん、ということですね。右条々堅く停止せしめおわんぬ。もし違犯の輩に於いてはたちまち厳科に処す、と。違反した者についてはすぐに厳罰に処すということですね。天正18年5月日となって秀吉の朱印、有名な糸印が押されています。これは、地名のところが書いていないものを何百通と持たせて出先の武将が必要に応じて地名を入れて出してあげる、という種類のもの、ほぼ同文のものが現存するだけでも100点以上ですから、当時は相当数書かれていることとなります。写しも非常に多いのですが、これは正文で確かだと思います。日野の朝倉家文書を調査に行った時に聞いたのですが、軍勢が攻めてきたときにこの文書を持って村のはずれに立って、軍勢に見せるんです。そうすると軍勢は引き上げる、乱暴しなかったという言い伝えが残っていると。さっきの一覧にもあるんですが、木に書いたものもあるんですね。これはおそらく、文書をもった方が木の高札にしたてて村のはずれに立てた、そういうものが残っていると考えられます。

相原会長 加藤先生のお話にあった木に書いたもの、三鷹市で第一号の指定になったものがまさにこの禁制なんですね。禁制は文書と、木の札で表示する、二つの方法があるようですね。いずれにしても中世文書の代表的な文書として、お話いただいたような意味合いを持つものです。できれば指定にしたい。事務局でも精査していただいて作業を進めてください。今日の会議で結論を出すというわけではないので、今後の作業を行ってもらえればと思います。

では、質問等ないようですので、協議事項の1が終わって、2の指定文化財の解除について、移ります。

（2）市指定文化財の解除について

相原会長 これは刀剣類の指定物件なのですが、刀剣類はどこでも多いのですが、八王子市では昭和39年から40年くらいにかけて100点近い刀剣を一括指定しているんですね。その後、所在が不明瞭になったということもありません。平成7年以降3ないし4回にわたって所在調査を行いました。何しろ数が多いことと、保存をしている個人の方が亡くなったり市外に転出されているケースが非常に多いものから、追跡調査をするのもなかなか

難しいですね。市の教育委員会としても指定をしておいてあとはそれっばなしというわけにもいかないのが調査をしたのですが、それでもなおかつ十分な確認ができないというのがあるわけです。そういった結果を踏まえて、指定を解除しても差し支えないだろうというものを提案していただきます。詳しくは河津さんから、説明をお願いします。

河津主任

それでは、説明させていただきます。今会長のお話にありましたように、市では大量の刀剣が指定されております。市の文化財は所有者の変更や所在の移動がありましたら届出をしてくださいとお願いをしているのですが、自主的に報告して下さるのが刀剣の場合特に少ないので、毎年というわけには行かないのですが市が所在確認調査を行い、変更等あった場合には指定書の書き換えをしたり、指定の解除を行ってきた経過があります。平成7年、その後11年、14年には赤羽刀の関係で、実際に見せていただいて展示したものもあります。それから20年度にも調査をしました。その結果を踏まえて、5振、まったく所在がつかめないものについて、今回解除案件をあげさせていただきました。件数は5振ですが、2～4は同じ名義ですので、所有者は3名になります。こちら、すべて銘が入っておりまして、資料として解除は大変残念に思われるのですが、1は指定書つきで刀剣店に売られているという情報も入っておりまして、名義上の所有者が持っている可能性は非常に低いです。2～4は所有者が何度も移動している物件で、指定当初の所有者はみな、既にお亡くなりになっており、かなり動いてから一人の方が集めた形跡があります。現在の所有者は、文書による回答を求めても返事をいただけない状態で、11年の調査時に電話でお話をすることができ、うちに刀は一本もない、と口頭で回答を得ております。5については40年に指定されて50年に名義変更され、55年頃にも所有者が変更されているのですが、その時は住所はそのまま所有者名義だけ変更されまして、その後の調査では書類を送っても宛先不明で戻ってきちゃう状態です。14年の調査時に市民部に頼んで住民票の確認まで行ったのですが、名義の人は八王子市に住んだ形跡がなく、住所地は雑居ビルの事務所になっておりまして、どうやって今の所有者を追いかけていいか判らない状態になっています。

これらにつきましては、市内にあるかも知れないのですが、推定行方不明といえますか、長期間にわたって所有者が不明であり市内に所在するか否かも確認できず、一般公開どころか文化財の職員も見ることができていない状態が多年にわたっているという案件で、市内にないという推定で解除にかけていいものかどうか、というのを正式に諮問する前にご意見をいただければと今回、上げさせていただきました。

相原会長

今、河津さんから報告のありましたように、5振、所在不明という状態

になっています。教育委員会としては指定した物件が不明のまま放置しておくというのは好ましくない、解除もしない、指定したまま継続していくということではよくないと懸念があり、今回解除という方向で提案をいただきました。

他の物件はあまり移動はないのですが、どこの市でも刀剣類はテレビ等の影響もありまして売りに出される、ネットなどでも販売されるというのが非常にあちこちで見られます。市では流出を防ぐとか、そういう手段をとるのがなかなか難しい部分があります。流出してしまったものや不明になってしまったものをそのままにしておくのはよくない、という判断で文化財としては解除検討をするしかないのではないかと思います。

八王子市は刀剣類の指定が非常に多いのですね。全体の3分の2くらいですか。

河津主任 現在 87 振が指定されています。

相原会長 何しろ多いですね。それだけ不明瞭な部分が出てくる。なるべく現状を把握しましてそれを理解して、この際委員さんの意見を参考に結論を出していただければと思うのですけれど。ご意見、ありますでしょうか。

これまでも指定した物件を解除した例がありますよね。

河津主任 平成 7 年に市外流出ということで 20 件解除しています。

相原会長 そういった前例も踏まえて、いかがでしょう。

河津主任 平成 14 年に何件か展示したのですが、以後市としては積極的に展示を持ちかけたりはしていない現状があります。20 年の調査で、所有者は変更したようだが確認が取れていないものもありますが、それは調査中ということで、今回はもはや追跡不可という案件を 5 件出させていただきました。

相原会長 所在不明のものは本来職権で解除できるのですが、あえて、審議会にかけてきちんと筋道を通して解除する、というのが一番妥当だろうと事務局は考えているようですので。何か、ご意見は。

津山委員 保護条例上の指定解除についての条文とか、問題は。

河津主任 条例上では解除は告示と通知のみで、所有者の同意や事前の相談は必要とはしません。解除の理由としては、市内に存在しないということでできるかと。条文上は非常に簡単に、解除は市の文化財としての価値を失った場合、その他の事由としか書いていないのですが、指定要件として市内に存在することをうたっているのが、市内に存在しないということは市の文化財としての価値は失ったと考えていいかと思われま。

相原会長 文化財の指定の要件は文化財保護法、保護条例、施行規則などで決められています。規則等を踏まえて解除を進めることになると思いますが、何しろ所在がはっきりしない、照会した文書が宛先不明で返ってくるということはもう、価値がどうのこうの以前の問題で、所在の不明なものを指定

し続けるということ自体が非常に不本意になるわけですから、そういった点からも解除をするのが適当ではないかと考えられます。

阿部委員 銃刀法の関係で、東京都に登録されているものとの関連とかで判らないのですか。

新藤専門幹 教育委員会の登録は最初に登録された都道府県になるので、必ずしも東京都で登録されているとは限りませんので難しいです。

河津主任 教育委員会の美術刀剣登録も、移動する場合は届けなければいけないことになっているのですが、これは指定文化財とはまったく別の手続きになりますので、書き換えの際に市の文化財であるから照会が来たりとか、市を通して都に届出をすとかそういうことはありません。東京都の美術刀剣の指定というのは非常に件数が多くて、個別照会というのに対応はしていない状況です。

新藤専門幹 美術刀剣は最初に登録した都道府県が最後まで原簿を管理することになっていまして、移動の際は所有者は手続きをすることになっているのですが、その原簿の書き換えがどうなっているかまでは市町村では把握していないですし、できないのが現状です。

阿部委員 銃刀法などとは別の問題を抱えているということですよ。そういった意味で、ずっと文化財の指定をかけておくのもよくないという考えですね。

相原会長 物件の性格が非常に移動性の高いもので、そこに固定してあるというものではないので、本来は定期的に所在確認が必要ですね。特に個人所有の場合は、亡くなったり移転したり、販売もされるので刀の所在も非常に不明確になるという事実も多いですから、定期的な調査も含めて、現実的な対応をすべきではないかと思われま。

神立委員 調査というのは定期的に行われているのでしょうか。資料を見るとランダムな調査の仕方をされているように見受けられますが。

河津主任 何年に一回という定期調査ではないです。実は平成7年までまったく調査されていなかった、という状況でありまして。7年の調査結果が芳しくなかったので11年に改めて実施して、平成14年は赤羽刀の関係で展示をするので、展示のためも含めて調査をし、その時にも不明な点が結構ありましたので、20年に調査を行ったと。今後は定期的な所在調査をして、何回調査してから回答がなかったら解除とか、何年不明ならとか、内規を整備していけたらと考えています。

神立委員 せめてワールドカップかオリンピックの年とか、そのくらいの間隔で調査した方がいいですね。内規の整備も必要でしょう。

相原会長 私も詳細は知らないのですが、昭和39年にまとめて相当数の指定がされている、その時のあまり精査しないまま指定をした、ということもあるんじゃないかと思われま。平成7年に「市の指定文化財の現状について」

という調査を行っていきまして、これは報告書にもなっていますが、それを契機に定期的とはいわないけれど所在の調査をしていこうと、何回か調査してきた経緯はありますね。

河津主任 相原先生のおっしゃるとおり、平成7年は市の指定文化財の全体を調査しております。その中で刀剣については回答率が低く不明な点があまりにも多かったので、全部の所在調査が一段落してからということで、刀剣のみ平成11年に追加調査になりました。その時点でご高齢な方もおりましたし、平成7年から11年の間でもだいぶ動いていることが判りましたので、14年度は赤羽刀の展示がらみでしたが、それも踏まえて、20年にもう一度調査をした、という経過になります。

神立委員 なるほど。

相原会長 指定解除につきましては、この案件につきましてはそれほど意見が出るものでもないと思いますので、事務局で今回の説明を踏まえ、解除の諮問に向けて動いてもらうということで、よろしいでしょうか。5振、所有者3名の指定の解除を進めていこうということで。

異議がないようですので、対応をしてください。

それでは、3番目の報告事項に移ります。

報告事項

(1) 平成22年度文化財保護関連予算について

相原会長 それでは続きまして、報告事項に入らせていただきます。まず、平成22年度文化財保護関連予算について、鈴木さんより説明をお願いします。

鈴木主査 説明させていただきます。資料になりますのは、別の綴じになっている一枚目になります。

市の予算の組み立ては、所管ごとで大事業、中事業、小事業となっております。この(1)から(5)までが中事業です。文化財課では5つのメイン事業があります。(1)の文化財保護普及ですが、埋蔵文化財調査費10,435千円。これは市内の埋蔵文化財包蔵地内での開発行為の届出があったもの、以前は個人住宅だけだったのですが、補助金が増えたので、今は個人・企業にかかわらず3,000㎡以内の規模の工事について、市が補助金を受けて調査を行っております。予算のうち国が2分の1、都が4分の1の補助が入っています。市の負担と合計の数が合わないのは18~20の3カ年で、遺跡地図の見直しをやっているためです。包蔵地の確認について問い合わせがあると遺跡地図で応答をしているのですが、その地図の刊行が平成元年で、その後、多摩ニュータウンやかみなみ野地区とか、だいぶ様子が変わって大変見づらくなったので、その改定ですね。今回は地図システムを導入して、データ上で情報の更新がしやすいような形を考えて、現在作成をしております。これは補助対象になっていませんので、市の負担

になっています。イは通常の埋蔵文化財保護に関する事務的費用で、専門員さんの報酬が大部分です。ウは会議の運営費ですね。委員さんの謝金がほとんどです。エの文化財普及活用 3,637 千円は、市内に点在している説明板の、退色して見づらくなっているものを作り変えたりなどを行っております。メインは文化財課としての事務経費ですとか、そういったものがほとんどです。

(2) 文化財保存活用推進は、アもイも市からの補助金なのですが、アは有形文化財の修理の補助です。上限 80%まで補助できますということで、要綱に沿った形で支出しています。22 年度も 5,901 千円、予算を取っています。通常は山車の修理が多く、あとは獅子舞の道具の修理などにも当てられているのですが、今年は諏訪神社の覆屋修理が入っています。イの 330 千円は車人形と説経節です。これは技芸を伝承していく上で必要な事業の補助で、定額補助として出しています。車人形が 25 万、説経節が 8 万です。

(3) の史跡八王子城跡保存整備は、アは土地取得、これは過去に年度で 1 億 5 千万円を超えるような取得をしていたときに地方債で購入してその返済、ちょうど今年度で終わるものです。メインは造形大が移転したことでまとまった土地を購入したことによりまして、10 カ年で返済をしてきて、ようやく今年で最後になりました。19,000 千円弱で組んであります。これは国補助が 8 割、都補助が 1 割ついています。イの維持管理費は 11,500 千円弱ですが、八王子城跡の管理人さんの報酬や、公有地化した土地の剪定や除草の委託費用などです。ウは整備活用事業で、後ほど内容を説明させていただきますが、5 カ年事業を進めていまして本年度は 3 年目になりまして 126,694 千円ついています。国補助が 2 分の 1、都補助が 4 分の 1 で、町づくり交付金も平成 19 年度からいただけて今年度もそれを取れる予定で、あわせて 1 億 1 千万くらいが国補助、都補助、交付金でまかなわれる予定です。

(4) の関連施設維持管理費ですが、これは市の史跡の絹の道と絹の道資料館の維持管理、中田遺跡公園の維持管理費としてあわせて 9,020 千円です。大体半分ずつ、それぞれに割り振られています。

(5) の民俗芸能の公演は、例年 180 万ほどあったんですが、昨今の状況下で今年度は 1,692 千円に削られた予算がついています。これは公演に出る保存団体さんで組織している八王子指定文化財芸能団体協議会に委託しておりますので丸々委託金です。ポスター、チラシは既に出来上がっておりますので、本日はチラシをお配りさせていただきました。公演が近くなりましたらご招待状を送りますので、お時間がありましたらお越しいただければと思います。今年度の予算の概要については、非常に早口で申し訳なかったですが以上です。

相原会長 では、今の概要について、ご質問等ありますか。

阿部委員 予算は昨年度から、どのくらいマイナスがありますか。

鈴木主査 先行取得の分が落ちていますので大きく減っているように見えますが、八王子城の整備事業が増えていますので全体としては若干の減少になります。現在は八王子城整備のような特殊事情がない限り、予算が増えるということはまずなくて、定率でカットされる状態が続いていますので、文化財の予算全体的には減っています。

相原会長 厳しい財政の中でやっていただいておりますが、内容については昨年度から遜色のないものにしていただきたいと思います。どこでも教育費というのはカットされやすい分野なのですが、文化財の方は質を維持していけるようにお願いしたいです。

 他に、何かありますでしょうか。

 ないようでしたら、(2)の八王子城の整備について、新藤さん、お願いします。

(2) 国史跡八王子城跡の整備について

新藤専門幹 それでは、報告事項の2ページ目をご覧ください。国史跡八王子城跡の整備につきましては、平成21年度の第4回文化財保護審議会、3月31日という最後の日に、しかも八王子城跡整備専門委員会と合同開催で現地をご案内いたしました。あの時にも大体説明いたしましたが、事業はとにかく補助金頼みで、文化庁の史跡等総合整備活用推進事業に採択をされて平成20~24年度の5ヵ年で一つの事業をやるということで進めております。文化庁は当初は史跡を守るという考えで、買い上げが優先されていたのですが、昨今は今生きている人に何らかの形で還元できなければ意味がないのではないかという考えになり、活用する方向で整備を進めるための補助金です。5年にわたる補助を受けるのでかなり厳しい条件が決まっております、そのうちのいくつか、それも最低これとこれは入っていなければだめだとなっております。

 まず 復元的な整備ですが、当初見込んでおりました金子曲輪の整備が、宗教法人の土地であるなどで難しくなりました、平成4、5年に調査をした御主殿の遺構表示を中心に整備する方向になっています。次のA3の折りたたみの図と後ろの図を見ていただきますと、左の方が御主殿跡整備地区になりまして、礎石ですとか、遺構の詳細は次のA4の紙の黄色い部分が調査が終わっているところです。すべての遺構が明らかになっているのは赤く囲った会所と推定される建物でして、この建物プラス北側の庭園の一部を立体的な復元も含めて何らかの復元をして、この辺を中心に黄色いところ全部の遺構の広がりを用いたいろいろな手法を使って表示をするという整備の仕方なら 復元的整備としていいよ、と文化庁担当官との調整はついてい

ます。今後は整備専門委員会の先生方の意見を聞きながら、整備計画を整えたいと考えています。 のガイダンス施設ですが、折りたたみの資料で行きますと右側の方になります。ガイダンス施設建設予定地は以前元東京造形大学の4号館という建物があったところで、本来史跡の中に新しい建物が建つのはありえないんですが、ここについては保存管理計画を作る中で発掘調査をして遺構のないことを確認した上、大学の建設が許可になった経緯があり、さらに敷地のほとんどが地下1階を作ってそれを埋め戻してあるという状況ですので、ここにガイダンス施設を作るのはやむをえないだろうというのが、文化庁の見解です。その上、ここは市街化調整区域で、新たに建物を建てるというのは通常あってはならないはずなのですが、こちらもいろいろ調整をしまして、地方公共団体が作る必要施設ということで許可が出ております。次の資料に、昨年度建築課で作成しました平面図と立面図があります。500 m²ほどの建物を、西から東の傾斜を生かして、土地の切り盛りをなしに建てる計画になっています。大まかに、左側がレクチャールーム、真ん中が展示スペース、右側がトイレになっています。トイレの数は施設の規模にしては多めに設定してあります。というのは、100名城に選ばれてからだいぶ観光客が増えておりますし、もともと城山を探索する方もいますので、そういう方々にも使っていただくという考えです。建築確認、現状変更の届出等をしまして、今年度中に一部着手という計画になっています。 の全体を理解する地形模型につきましては、先日現地を見ていただきましたが、立体模型を設置してあります。 の案内板・説明板の設置等は24年度を予定しております。 の遺構等の調査に関しては随時調査ということで進めております。 は現地で配っているパンフレットが既に不足しておりますので、そちらの増刷と、最終的には整備が出来上がった形を入れて新しく24年度に作成する予定になっています。

今年度の事業の内容は、ガイダンス施設建設工事に着手いたしまして、23年度に建物については完了。覆屋等の整備工事につきましては、A3の資料で見ますと、左側、屋外模型が作ってあるのですが、管理上覆屋があった方がいいですし、認められる範囲の工作物だということなので、今年度の建設を計画しております。その他に平成2年に工事をした曳橋の南北の木柵の一部が改修しきれいでいませのでそちらの改修と、古道の途中に木橋があるのですが、だいぶ痛んでおりますので架け替え工事を予定しております。それからエントランス広場園路等整備工事実施設計ですが、ガイダンス施設を含めたエリアの関連整備工事で、駐車場をもう少し広げたり、敷地が道路に接する部分を緑化をしなければならないという都の条例がありまして、それに沿った整備計画をしております。御主殿跡の整備工事につきましては、礎石建物等の整備事業を検討しております。こちらは整備

専門委員の先生方の意見を聞きながら、復元的整備ということで計画を立てています。ガイダンス施設は23年度には完成する予定ですので、内部の展示、博物館的な機能は持てませんのでインフォメーションセンターみたいな役割をするのですが、八王子城の概要や見所を知っていただくという展示を計画しています。それから遺構確認調査ということで発掘調査を計画しています。それから整備専門委員会というのを随時開いております。

相原会長 八王子城跡については過去何回か説明をいただいておりますが、現地も見たいと思いますが、何しろ5カ年計画という長期にわたる整備計画ですので、時期に応じてたびたび説明いただいております。本年3年目ということでだいぶ目に見える形になってきたのではないのでしょうか。24年度には終わるということですが、一応順調にいつているのでしょうか。

新藤専門幹 おおむね順調です。

相原会長 昨年は大雨などでいろいろありましたが。その都度その都度で機会を設けて現地を見せていただいたり、今年度もしたいと考えます。100名城の一つに数えられたということで、だいぶ市外の方にも知られてきましたし、関心が高いですね。そういう意味では適切な整備をしていただいて、全国各地から来ていただけるような城跡にさせていただきたいと思っております。

何か質問はありますか

池上委員 ガイダンス施設というのは、人員の配置はどうなるのですか。

新藤専門幹 基本的には現在管理棟につめているガイドボランティアさんの拠点として、数も増やしてご案内いただくようなことになると思います。細かい管理につきましては、シルバー人材センターのようところに委託ということで、市の職員を置くということは考えておりません。

池上委員 博物館的な施設ではないということですが、そういう専門的な案内というか説明をできるような方を配置していただいたほうがいいと考えるのですが。そういった方がいれば、よりこの場所や城の意味をよく理解していただけると思うのですが。

新藤専門幹 ボランティアさんが現在でもずいぶん勉強して専門的にやっておりますので、期待しています。博物館施設は厳重な管理システムが必要になりますので、そういったものではなく、ある程度入場時間の制約はありますが、自由に出入りしていただけるようなインフォメーション施設といった要素を強くしたいと考えています。ガイダンス施設というよりは博物館的要素を期待する方もいらっしゃると思いますが、施設面積などを考えると、インフォメーション施設という要素が強くなるのはやむをえないかと考えています。今まで、八王子城には突然の雨などの際に小学校などの見学者が避難するところではなかったのですが、そういう機能を持たせて、開放的な設備にしたいと考えています。窓が多くて展示スベ

ースも限られますので、遺物については安全管理上からも現物は置けませんので、レプリカの展示や写真などで公開をしたいな、と考えております。左側のレクチャールームはパーティションで二つに分けられる部屋になっておりまして、机やいすも固定せず、団体の見学の際の説明や休憩に使うようになると考えます。西側は全体的に開放的なイメージで、城山が見えるような構造になる予定です。

池上委員 御主殿のところの図を見ると、礎石が全体にたくさん出ているようですが、整備するのはこの赤い枠の中だけなのですか。

新藤専門幹 なるべく全体を表示したいと考えていますが、表示の仕方が固まっているわけでもなく、例えば全体にアスファルトを敷いて色別で表示をする、といった方法もあるでしょうが、排水の問題や、すべての面積をアスファルト敷きにするのもどうかということになるので、いろいろな手法を考えていきたいです。ただ赤い枠の中を重点的に、そこには立体表示などの検討を、と。庭については文化庁でも立体的な復元とかできないか、みたいなアドバイスはもらっています。

池上委員 それは、庭の姿が立体的にある程度判るという方法ですか。

新藤専門幹 当初、庭の判っている部分だけを、擬石など使って復元できないかと考えていました。全部掘っていないというのが私たちとしては痛いところでして、もっと山側まで広がっているはずなのですが、かなり土砂が堆積していて安全を考えるとこの辺りが掘れる限界でした。もう一つは八王子市が購入した敷地を越えては掘れなかった。その辺が少し、山側の調査の限界であったところで、全部掘れていない部分について復元するのはどうかと。私どもとしては一部だけ復元と考えていたのですが、文化庁の先生との話で、全体的な復元というような話が出てきています。

池上委員 朝倉のように、全部立体復元するといった感じですか。

新藤専門幹 そんな感じになるでしょうか。ただ、山側に土留めの擁壁などを作らないと、どんどん崩れてきてしまうので。その壁に復元図みたいなものを表現できないか、といった提案もありました。

鈴木主査 山側の部分については、実際に掘っていないのでどんな形か判らないのですが、それを、全国の庭園などを参考にして、想像図みたいな形で擁壁部分に示して、借景ではないですが手前の石の並びとの関係でこんな風な庭だったんじゃないかという表現もできるのではないかと、という話も文化庁ではでています。手法についてはこれがいい、という提案はなされなかったのですけれど、農大の庭園専門の先生の監修などを得て、やってみたらどうかという話でした。

新藤専門幹 ただ、そこまでやれとはいえない、という話で。検討の一つ、という話です。

池上委員 山側の管理は朝倉も困っているみたいですね。

新藤専門幹 うちの場合、排水をどうしようかというのももう一つの悩みです。現在でも大雨が降ると、水が全部きてしまうんですね。平成20年の大雨のときも、南側斜面が決壊したことがあります。最初は斜めの道に沿って滝の方に流れていたんですけど、それを越えて一気に流れてしまいました。あれは特別雨量が多かったケースですけど、現状変更や森林管理署との関連もありますので、順調に進んでいるといいましたが、その辺はまだ調整をしなければいけないところです。各方面と相談をしながら、この機会に排水処理のことも考えて整備できれば、とも考えています。

池上委員 アスファルトで平面表示するということですが、そういう表示だと見た人には全然判らないのでは。

新藤専門幹 そうですね。まず、広さを体感していただくというのが前提なのですが。現地にはそれなりの数の説明板を設置し、できたらガイダンス施設にヒントになるような模型が展示できればな、と。野外の全体模型で全体の姿がわかる、御主殿の中では広さを体感してもらう、とそういった流れを分けて表示をしていけたら、と考えています。

池上委員 想像力を促すというか、この場に立った時にお城を体感できるような施設や表示がほしいですね。

新藤専門幹 貴重なご意見ありがとうございます。一部立体復元や、表示の方法など、それは今後の検討課題と思っています。

相原会長 中世末期の山城の典型ですので、その形が髣髴させられるような説明表示をしていただければいいのではないかと考えます。

それでは、時間になりましたので。大事な時間をとっていただいてどうもありがとうございました。これで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。